

入 札 説 明 書

令和8年10月13日千葉市病院局公告第175号により公告した千葉市立青葉病院医事業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 委託件名

千葉市立青葉病院医事業務委託

(2) 委託案件の仕様等

特記仕様書等による。

(3) 履行期間

令和8年12月1日から令和9年11月30日まで

(4) 履行場所

千葉市立青葉病院（千葉市中央区青葉町1273番地2）

2 競争参加資格

制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和8・9年度千葉市委託入札参加資格者名簿に希望業種大分類が「医療・医事・給食」で登録しているもの。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

(3) 令和3年度から令和7年度までに200床以上の病院（DPC対象病院に限る）において、3年以上継続した医事業務委託を履行した実績を有すること。

(4) 医事業務における経験を5年以上有する者を受託責任者として配置できること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出方法 公告の日から令和8年10月21日(水)午後4時30分(必着)までに持参又は書留郵便により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分までとする。(なお、郵送の場合は、前日午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。)
- (2) 提出場所
後記9の契約事務担当課
- (3) 提出書類
ア 入札参加資格確認申請書
イ 3年以上継続した本業務と同種の業務実績を履行したことが確認できる資料(契約書の写し等)
ウ 受託責任者(予定者)の経歴書
- (4) 確認通知
令和8年10月23日(金)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札に関する質問の受付

- (1) 入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。
ア 提出期間 公告の日から令和8年10月23日(金)まで
イ 提出場所 千葉市立青葉病院事務局
ウ 提出方法 電子メール(後記9の契約事務担当課)
- (2) 質問に対する回答は、令和8年10月28日(水)までに電子メールにて行う。

5 入札手続等

- (1) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和8年10月30日(金) 15時00分
イ 場所 千葉市立青葉病院 2階ホールあおば
- (2) 入札方法
入札参加者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席し、所定の入札書に必要な事項を記入し、記名・押印(法人の場合は実印、代理人は委任状使用印)の上、封筒に入れ提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書し令和8年10月29日(木)の午後5時00分までに書留郵便にて、後記9の契約事務担当課宛て必着のこと。
- (3) 入札書に記載する金額
入札金額は、本業務に係る一切の諸経費を含め見積もること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札時の提出書類
入札の際には、入札書のほか、代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ委任状も提出すること。
書類の提出がない場合、内容が不明瞭である場合又は要件を満たさない場合は、当該入札は無効

とする。

(5) 入札保証金

要（ただし、千葉市病院局契約規程の規定によりその例によることとされる千葉市契約規則第8条号のいずれかに該当する場合は免除）

(6) 落札者の決定方法

千葉市病院局契約規程の規定により、その例によることとされる千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。ただし、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定することとする。

(7) 無効となる入札

千葉市病院局契約規程の規定によりその例によることとされる千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、ただちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、2回とする。

(3) 再度入札には、前回の入札に参加しなかった者、前回の入札で無効・失格とされた者は参加できない。

7 契約の手続等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市病院局契約規程の規定によりその例によることとされる千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧 千葉市病院局契約規程等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

8 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。

9 契約事務担当課

〒260-0852 千葉市中央区青葉町1273番地2

千葉市立青葉病院 事務局 医事室

電話 043-227-1131

電子メール：aobabyoin.AMH@city.chiba.lg.jp